

令和8年度地域共生コーディネート推進事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県内に居住する外国人が増加する中で、生活習慣、言語及び文化の違いに起因する地域での摩擦や相互理解の不足等の課題に対応するため、市町村及び関係団体が実施する外国人との共生に向けた取組に対し、伴走支援を行う地域共生コーディネート推進事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(支援対象団体)

第2 本事業の支援対象となる団体は、県内において外国人との共生に向けた取組を実施し、又は実施しようとする次に掲げる団体とする。

- (1) 市町村
- (2) 市町村国際交流推進組織
- (3) 日本語教室運営団体
- (4) 自治会等の地域団体
- (5) その他県が適当と認める団体

(支援対象となる取組)

第3 本事業の対象となる取組は、外国人との共生及び相互理解の促進に資する取組であって、支援対象団体が主体的に実施する次に掲げる取組とする。

- (1) 多文化共生、異文化理解及び外国人とのコミュニケーションに関する講座、研修会その他の意識啓発に関する取組
- (2) 外国人住民と地域住民との交流促進に関する取組
- (3) 日本語学習支援活動に関する取組
- (4) 外国人住民の地域参加促進に関する取組
- (5) その他県が適当と認める取組

(支援内容)

第4 県は、支援対象となる取組に対し、外国人との共生に関する知見や実践経験を有する地域共生推進員等による次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域の実態把握及び課題分析に関する支援
- (2) 取組の企画立案に関する支援
- (3) 講師等の選定及び派遣に関する支援
- (4) 関係者間の連携及び調整に関する支援
- (5) その他県が必要と認める支援

(申請)

第5 本事業による支援を希望する団体は、地域共生コーディネート推進事業支援申請書（様式第1号）を、知事に提出するものとする。

2 申請書の提出時期、提出方法その他必要な事項については、別途通知する。

(支援団体の決定)

第6 県は、申請内容を審査の上、予算の範囲内で支援団体を決定するものとする。

2 前項の決定に当たり、県は、必要に応じて、支援内容、支援回数その他必要な事項を調整することができる。

(実績報告)

第7 支援を受けた団体は、支援終了後、速やかに地域共生コーディネート推進事業実績報告書（様式第2号）を、知事に提出するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年5月19日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者(団体名)

代表者名

令和8年度地域共生コーディネート推進事業 支援申請書

標題について、下記のとおり申請します。

1 団体概要

団体名			
所在地			
代表者名		担当者名	
電話番号		メールアドレス	
団体の活動概要			

2 課題及び取組の目的

課題	
取組により 目指す状況	

3 実施する取組の内容

取組概要	
時期	
場所	
対象者・人数	
連携団体	

4 希望する支援内容

支援内容	
------	--

(様式第2号)

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者(団体名)

代表者名

令和8年度地域共生コーディネート推進事業 実績報告書

標題について、下記のとおり報告します。

1 団体概要

団体名			
所在地			
代表者名		担当者名	
電話番号		メールアドレス	

2 取組の概要

取組名	
実施日時	
実施場所	
参加人数	
実施内容	

3 支援を受けた内容

支援内容	
------	--

4 取組の効果及び今後の展望

取組実施による効果	
参加者・地域等の反応	
今後の展望 (取組の継続)	

5 添付資料

- ・チラシ
- ・配布資料
- ・実施状況写真 (提出いただいた写真は事業報告等に使用させていただく場合があります)
- ・アンケート結果
- ・その他参考資料